

農地機構だより

～人と農地をつなぐ～ 第31号

(公財)しまね農業振興公社
(農地バンク)

2021年 5月 発刊
松江市黒田町432番地1
0852-20-2871

令和3年度の機構集積協力金交付事業を紹介します!!

機構集積協力金交付事業とは？

※下線部は、昨年度からの変更箇所です。

2つのメニューからなる国庫事業

- ①**地域集積協力金**：地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき機構にまとまった農地を貸し付けた地域を支援する
- ②**経営転換協力金**：農地を貸し付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手を支援する

※いずれも農業振興地域の区域内の農地が対象になります。

① 地域集積協力金

(1)集積タイプ、(2)集約化タイプのどちらも交付対象地域が以下の要件を満たす「地域」であることが必須です。(同一年度内で(1)及び(2)の重複交付が可能となりました。)

【交付対象地域】

- ・同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の「人・農地プラン」のエリアに含まれていること
- ・「人・農地プラン」の作成・実行のための話し合いの単位になっている地域
⇒農業集落、大字、学区など または 10ha以上のまとまりのある農地
- ・「人・農地プラン」が実質化されていること（令和3年度に限り、工程表の公表で可）等

(1)**集積タイプ**…機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援します

【交付要件】

- ・交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること
ただし、担い手が不足する地域など、一定の条件下で、申請時の当該割合を1/2に緩和
- ※貸付期間が6年未満の農地は交付対象外となります

【交付単価】

- ・農林統計上用いられている地域区分（旧市町村別）及び機構の活用率に応じて変動します。
- ※中間農業地域と山間農業地域に該当し、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置づけられている地域は「中山間地域」、それ以外の地域は「一般地域」

機構の活用率		交付単価
一般地域	中山間地域	
20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0万円/10a
40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6万円/10a
70%超	30%超 50%以下	2.2万円/10a
	50%超	2.8万円/10a

○機構の活用率

＝当該年度の貸付面積／地域の農地面積（前年度までの貸付面積除く）

○交付対象面積

＝対象期間内の貸付面積－再貸付面積－貸付期間6年未満の農地面積

(2)集約化タイプ…担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援します

【交付要件】以下の要件を満たす「地域」

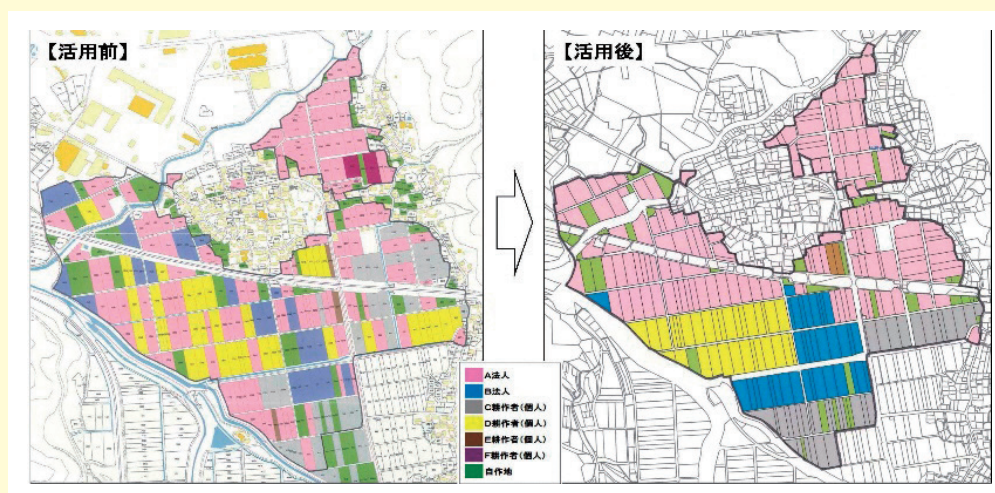
- 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上（中山間地及び樹園地については0.5ha以上）の団地面積の割合が20%以上増加すること
- すでに担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地あたりの平均農地面積が1.5倍以上となること

【交付単価】

機構の活用率	交付単価
40%超 70%以下	0.5万円/10a
70%超	1.0万円/10a

○機構の活用率（累積）＝貸付総面積／地域の農地面積

○交付対象面積＝対象期間内の転貸面積



② 経営転換協力金

【交付対象者】

- 農業部門の減少により経営転換される方
- リタイアされる農業者の方
- 農地の相続人で農業経営を行わない方

【交付要件】

- 全ての自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ、12月末までに農地が機構から担い手に貸し付けられることが必要です。

※遊休農地を所有しておられる方について

⇒解消していただくか、農業委員会が行う利用意向調査を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明していただく必要があります。

【交付単価】

年 度	交付単価
令和元年度から3年度	1.5万円/10a（上限50万円/戸）
令和4年度及び5年度	1.0万円/10a（上限25万円/戸）

※令和4年度及び5年度は、①の地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象。

！ 問い合わせは市町村までお願いいたします。（公社ではありませんのでご注意ください。）

編集後記



今回の機構だよりの作成にあたっては、島根県農林水産部農業経営課農地利用促進グループにご協力いただきました。ありがとうございました。

地域集積協力金については、昨年度発行した第20号でも掲載いたしましたが、年度始めです、再度掲載いたしました。

農地集積・集約と併せてご活用いただきたいと思います。

（S・M）

